

令和2年5月26日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

## 「緊急事態宣言」全面解除

加盟クラブ 各位

5月25日午前、政府は新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」について、継続している北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都の5都道府県の解除を、諮問委員会に諮問し了承されました。同日午後、政府対策本部で正式決定され、安倍晋三首相は夕刻の記者会見で、全都道府県の緊急事態宣言を解除することを表明しました。4月7日に始まった緊急事態宣言は、今月末の期限を待たず49日間で終了することとなりました。

この全面解除を受けて、東京都は、スイミングクラブを「体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場」に分類し、ステップ1として5月26日午前0時をもって休業要請解除を行いました。また、神奈川県では、適切な感染防止対策をとることを前提に、5月27日からスポーツジムを含む全ての業種への休業要請を解除する方針を明らかにしたのです。懸案のスポーツクラブの解除は、西村経済再生担当大臣が25日の国会で、これまでにクラスターの発生したスポーツジムやカラオケについて、「今月中にガイドラインができれば、来月から休業要請等を解除していくことが考えられる」と述べました。現在、日本フィットネス産業協会のガイドラインが、政府コロナ対策室のチェックを受けています。今月中に「業種別ガイドライン」としての承認を受けることができれば、スポーツクラブは国の方針として6月から再開が可能と考えられます。

特措法の休業要請対象業種は、本来、国ではなく都道府県知事の裁量に掛かっており、休業要請は地域の独自性を生かした個別の対応が行われます。今後、多くの都道府県が独自の解除基準を定め、全国各地域で段階的緩和措置が広がっていくものと思われます。

スイミングクラブは、施設の感染防止に対する優位性を遺憾なく発揮し、地域住民の健康寿命延伸と子供たちの健全な心身の育成の場として、地域社会に貢献することが求められています。第2波、第3波の到来が予測されるなか、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、これからも長い戦いが続くものと思われます。

日本の感染症対策は新たな局面に入りました。スイミングクラブ業界の“道しるべ”として「JSCAガイドライン」に沿ったクラブ運営を行い、感染症防止対策に臨んで頂きますれば幸いに存じます。加盟クラブにおかれましては、経営者・スタッフが一丸となり、創意工夫をもってこの難局を克服していかれるものと確信しております。

以上